



在宅の高齢者に対する理容・美容サービスの積極的な活用について

平成29年4月26日

高齢社会が進行する中で、在宅の高齢者が理容・美容サービスを受けることは、心身をリフレッシュさせるなど生活の質（QOL）の維持、改善に資する面があります。

こうした中、外出の困難な高齢者に対する理容・美容サービスの活用の選択肢について、平成29年3月13日に下記のとおりまとめられましたので、健やかな高齢社会、地域住民が支え合う地域共生社会の推進に向けて、積極的な参加・貢献をお願いします。

（平成29年3月13日 生食衛発0313第1号 厚生労働省医薬・生活衛生局 生活衛生・食品安全部生活衛生課長通知）

記

1. 理容師及び美容師法に基づく出張理容・出張美容の対象について

「理容師法施行令第4条第1項及び美容師法施行令第4条第1号に基づく出張理容・出張美容の対象について」（平成28年3月24日生食衛発0324第1号厚生労働省医薬・生活衛生局 生活衛生・食品安全部生活衛生課長通知）において、明らかにされています。

2. 介護保険法に基づく訪問介護サービスの「身体整容」としての理容・美容サービスについて

介護保険の訪問介護サービスでは、サービス行為のひとつとして示されている、日常的な行為の「身体整容」として、訪問介護員（ホームヘルパー）が目にかかる髪を整えるなど、髪の手入れ等を行うことが可能です。したがって、訪問介護員の資格を有する理容師、美容師が指定訪問介護事業所の訪問介護員として、「身体整容」の範囲内で理容又は美容を行うことが可能です。

なお、この場合は、訪問介護（ホームヘルプ）としての介護報酬を受けるため、出張理容又は出張美容にかかる費用を別途徴収することはできないことに留意の程お願いします。

3. 介護保険法に基づく訪問介護サービスの前後に介護保険外のサービスを実施する理容・美容サービスについて

訪問介護サービスとは明確に区分を行い、訪問介護の前後に、介護保険とは別のサービスとして出張理容・出張美容を行うことは可能です。

この場合は、訪問介護サービスを行う者が、理容師又は美容師の免許を有することが前提であり、出張理容又は出張美容にかかる料金を介護保険サービスと別に受け取るものであることに留意の程お願いします。

4. 介護保険法に基づく市町村特別給付事業として実施する理容・美容サービスについて 尼崎市では、現在行っていません。





5. 市町村の独自事業による理容・美容サービスについて

尼崎市では、現在「ねたきり老人理美容サービス」を行っています。

対象は65歳上の在宅の高齢者で要介護4又は5に該当する者のうち、非課税世帯に属し、過去1年間介護保険サービス（7日以内のショートステイを除く。）を利用していない者で、整髪の出張料を補助しています。

【お問い合わせ先】

○出張理美容の法令、衛生管理等に関すること

尼崎市保健所 生活衛生課

TEL：06-4869-3017、FAX：06-4869-3049

○介護保険法の訪問介護サービス、市町村特別給付事業等に関すること

介護保険事業担当課

TEL：06-6489-6343、FAX：06-6489-7505

○ねたきり老人理美容サービスに関すること

高齢介護課 包括支援担当

TEL：06-6489-6356、FAX：06-6489-6528

以上

